

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中性子束計測装置中間領域モニタ（c h 1 1 ・ 1 3 ・ 1 8）において、一時的な動作不良（微かな変動）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプにおいて、軸シール水供給弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋1階マシンショップ室給気空調機下部の床面において、結露水の滴下による溜まり水が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
4	1号機	1, 2号機排気筒の航空障害灯制御装置において、「光度切替故障」警報の発生が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
5	2号機	主蒸気・復水系温度記録計において、打点12（原子炉給水ポンプ駆動タービン（A）起動時暖気用温度）に乱点が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
6	2号機	純水流量積算計に動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
7	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（A）において、加熱用蒸気安全弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	溶接事業者検査に関わる社内安全管理審査準備のための資料確認時、溶接事業者検査従事者としての社内認定を受けていない社員が、溶接事業者検査を実施していたことが認められたため、対応検討	B	
9	5号機	主復水器細管洗浄装置（B1）循環ポンプにおいて、グランド押さえの外れが認められたため、当該グランド押さえを取付	D	
10	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンクの点検において、内面ライニングの一部に剥離等の不良箇所（15箇所）が認められたため、当該ライニングを補修塗装	D	
11	集中環境施設	制御室・電気品室用換気空調冷凍機（B）用圧縮機（No. 1）の点検時、クランクシャフトの軸受取付部等に、異常摩耗が認められたため、当該部品を交換及び対応検討	D	
12	集中環境施設	高圧圧縮設備の運転中、圧縮物表面線量率計ハンドリング装置（回転台）の過負荷トリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで